

「富山市耐震改修促進計画（一部改定案）」のパブリックコメントにおけるご意見と市の考え方

富山市耐震改修促進計画（一部改定案）についてパブリックコメントを実施しました結果、次のとおり回答が寄せられましたので、それに対する市の考え方と併せて公表いたします。

【意見募集期間】 令和5年3月10日から令和5年3月23日

【意見提出者】 1名

【ご意見と市の考え方】

No	ご意見（原文のまま）	ご意見に対する市の考え方
1	<p>現在の補助では足りない。耐震にするには一部解体などを行いやらなくてはできないときもある。だが、私自身解体工としてやっているが、今現在の廃材処分費の値上がりや材料費の物価高がありその分補助が出ても手出しの金額が高すぎてやりたくてもやれない方がいるのではないかな？</p> <p>法制度でもある法律ではOKでも、ほかの法律を見てみるとそれに引っ掛かりできないということもある。震災時の住宅復興などがこれに当てはまる。</p> <p>目標を設定しても根本的に見直さなければならないことがある。</p>	<p>耐震補強工事は、新築時の設計内容や長年の維持管理状況等によりますが、補強計画の設計方針や採用工法等によって工事費が大きく変動しますので、建築士の方と資金面も含めた計画について話し合う必要があるかと考えます。また、富山市木造住宅耐震改修支援事業には、段階改修（Iw値0.7以上に補強）や部分改修（1階のみや1階の居室のみを規定を満たすように補強）といった資金面で難しくとも少しずつ耐震補強工事を進めていくための制度もありますので、こちらについてもさらなる周知を進めてまいります。</p> <p>法制度につきましては、建築基準法や耐震改修促進法は、国民の生命、健康及び財産の保護や、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としていますが、その他の法令についても目的があり制定されており、法遵守の上計画をすることは大変重要なことと考えます。</p>